

## はじめに

国際労働機関（ILO）において開催される国際労働統計家会議（ICLS）は、1923年に第1回会議が開催されて以来、おおむね5年に1度開催され、各国政府の労働統計家が集まり、労働統計における国際基準の設定やガイドラインの作成が行われてきた。平成30（2018）年10月10～19日に第20回ICLSが開催され、約140の国や機関、労使の代表から約370名が出席した。

本稿では、会議で議論された次の3点について述べる。

- ①25年ぶりに従業上の地位に関する国際分類（ICSE）が改定された。
- ②SDG指標8.8.2（労働の権利）、8.b.1（若年雇用施策）の手法について決議が行われ、今後この手法をベースに検討が行われる。
- ③国際標準職業分類（ISCO）について、専門家によるワーキンググループを設置し、次回のICLSに向けて改定の検討を行うこととした。

## ①ICSEの改定について

### ICSE改定までの経緯

平成25（2013）年10月に開催された第19回ICLSにおいて、インフォーマルな雇用への対応として、ICSE改定のためのワーキンググループ（全4回）を立ち上げ、労働統計の三者専門家会合で草案を策定し、第20回ICLSにおいて決議することとされた。これらの検討を経て、ICSE-93（表1）の5区分からICSE-18（表2）の10区分に改定され、また、ICSEを包含

する形で、より広義の労働状態に関する国際分類ICSaW-18（表3）が採択された。

### ICSE改定のポイント

ICSE-93では、まず「自営(self-employment)か雇用者(paid employment)か」という観点で分類されたが、今回の改定では、細分化された10区分を権限（独立か従属か）により分類した場合と、経済的リスク（利益ベースか給与ベースか）により分類

した場合の、2パターン観点を示した。その区分の中で、従来の自営業者にも雇用者にも属さない区分のひとつとして、従属型請負業者が定義された。

### 従属型請負業者とは

ICSE-18の区分のひとつの従属型請負業者とは、個人で運営していて、自営業者と同様に物品・サービスを生産する契約を行うが、仕事の実行又は実行の方法についての完全な権限を持っていない労働者のことである。こ

表1 従業上の地位の国際分類（ICSE-93）

有給雇用の職	Paid Employment jobs
雇用者	Employees
自営業の職	Self-employment jobs
雇用主	Employers
自己採算労働者	Own-account workers
寄与的家族従業者	Contributing family workers
生産者共同組合の組合員	Members of producers' cooperatives

表2 ICSE-18

権限/従属度に基づく「従業上の地位に関する国際分類」  
(International Classification of Status in Employment according to type of authority, ICSE-18-A)

独立型の労働者	Independent workers
A 雇用主	A Employers
11 法人企業の雇用主	11 Employers in corporations
12 個人企業の雇用主	12 Employers in household market enterprises
B 雇用者無しの独立型の労働者	B Independent workers without employees
21 雇用者無しの法人企業の所有運営者	21 Owner-operators of corporations without employees
22 雇用者無しの個人企業の自己採算労働者	22 Own-account workers in household market enterprises without employees
従属型の労働者	Dependent workers
C 従属型請負業者	C Dependent contractors
30 従属型請負業者	30 Dependent contractors
D 雇用者	D Employees
41 無期の雇用者	41 Permanent employees
42 有期の雇用者	42 Fixed-term employees
43 短期または不定期の雇用者	43 Short-term and casual employees
44 有給の見習い、研修生、インターン	44 Paid apprentices, trainees and interns
E 寄与的家族従業者	E Contributing family workers
51 寄与的家族従業者	51 Contributing family workers

経済的リスクに基づく「従業上の地位に関する国際分類」  
(International Classification of Status in Employment according to type of economic risk, ICSE-18-R)

利益型の就業労働者	Workers in employment for profit
F 個人企業の独立型の労働者	F Independent workers in household market enterprises
12 個人企業の雇用主	12 Employers in household market enterprises
22 雇用者無しの個人企業の自己採算労働者	22 Own-account workers in household market enterprises without employees
C 従属型請負業者	C Dependent contractors
30 従属型請負業者	30 Dependent contractors
E 寄与的家族従業者	E Contributing family workers
51 寄与的家族従業者	51 Contributing family workers
給与型の就業労働者	Workers in employment for pay
G 法人企業の所有者・経営者	G Owner-operators of corporations
11 法人企業の雇用主	11 Employers in corporations
21 雇用者無しの法人企業の所有運営者	21 Owner-operators of corporations without employees
D 雇用者	D Employees
41 無期の雇用者	41 Permanent employees
42 有期の雇用者	42 Fixed-term employees
43 短期または不定期の雇用者	43 Short-term and casual employees
44 有給の見習い、研修生、インターン	44 Paid apprentices, trainees and interns

のような区分が設定された背景としては、プラットフォームビジネスなどの「雇用によらない働き方」が出現したことによる面が大きい。なお、雇用関係によらない働き方の機会の拡大等に関連し、厚生労働省では「雇用類似の働き方に関する検討会」を開催し「雇用類似の働き方」について、実態把握や課題整理を行ったが、このような働き方は多種多様であるため、同検討会報告書（平成30年3月30日公表）では「現時点において、「雇用類似の働き方の者」について画一的に定義することは困難と考えられる」とされており、引き続き検討が行われている。

## ②ILOが管理するSDG指標について

持続可能な開発目標（SDG）指標のうち、ILOが管理するディーセントワークに関連する指標で、TierⅢ（算出基準が定まっていないもの）に属する指標8.8.2（労働の権利）、8.b.1（若年雇用施策）の手法について議論された。

### ・SDG指標8.8.2

Level of national compliance with labour rights (freedom of association and collective bargaining) based on International Labour Organization (ILO) textual sources and national legislation, by sex and migrant status

国際労働機関（ILO）原文ソース及び国内の法律に基づく、労働権利（結社及び団体交渉の自由）における国内コンプライアンスのレベル（性別、移住状況別）

について、その算出方法として、Delphi methodというものにより、多数の項目からなる評価基準に重み付けが行われ、それらの項目はILO原文ソースや各国の法律のコンプライアンスレベルにより1～5点の配点がなされるという仕組みとなっている。

### 表3 ICSaW-18

労働状態に関する国際分類（International Classification of Status at Work, ICSaW-18）

独立型の労働者		Independent workers	
1	雇用主	1	Employers
11	法人企業の雇用主	11	Employers in corporations
12	個人企業の雇用主	12	Employers in household market enterprises
13	自己使用のサービスを提供する雇用主	13	Employers in own-use provision of services
14	自己使用の物品を生産する雇用主	14	Employers in own-use production of goods
2	雇用者無しの独立型の労働者	2	Independent workers without employees
21	雇用者無しの法人企業の所有運営者	21	Owner-operators of corporations without employees
22	雇用者無しの個人企業の自己採算労働者	22	Own-account workers in household market enterprises without employees
23	雇用者無しの自己使用のサービスを提供する独立型の労働者	23	Independent workers in own-use provision of services without employees
24	雇用者無しの自己使用の物品を生産する独立型の労働者	24	Independent workers in own-use production of goods without employees
25	自己採算のボランティア	25	Direct volunteers
従属型の労働者		Dependent workers	
3	従属型請負業者	3	Dependent contractors
30	従属型請負業者	30	Dependent contractors
4	雇用者	4	Employees
41	無期の雇用者	41	Permanent employees
42	有期の雇用者	42	Fixed-term employees
43	短期または不定期の雇用者	43	Short-term and casual employees
44	有給の見習い、研修生、インターン	44	Paid apprentices, trainees and interns
5	家族補助者	5	Family helpers
51	寄与的家族従業者	51	Contributing family workers
52	自己使用のサービスを提供する家族補助者	52	Family helpers in own-use provision of services
53	自己使用の物品を生産する家族補助者	53	Family helpers in own-use production of goods
6	無償の研修労働者	6	Unpaid trainee workers
60	無償の研修労働者	60	Unpaid trainee workers
7	組織に所属するボランティア	7	Organization-based volunteers
70	組織に所属するボランティア	70	Organization-based volunteers
9	その他の無償労働者	9	Other unpaid workers
90	その他の無償労働者	90	Other unpaid workers

注 セルに色を塗っている箇所はICSE-18（従業上の地位に関する国際分類）と同じ分類

この算出方法について、ILO理事会により、さらなる改善に取り組むための三者委員会の創設を検討することとしている。

### ・SDG指標8.b.1

Existence of a developed and operationalized national strategy for youth employment, as a distinct strategy or as part of a national employment strategy

国家雇用戦略とは別途あるいはその一部として開発され運用されている若年雇用のための国家戦略の有無

については、ILOの雇用及び若年雇用の政策に関するデータベース（EmPOL, YouthPOL）を活用しつつ、さらに質問票により評価を行うこととした。2018年11月に質問票及びテクニカルガイドラインの検討を行い、いくつかの国での試験調査を経て、2019年3月に調査を行うことで、若年雇用戦略について、0. 戦略がない、1. 計画中である、2. 策定された、3.

実施されている、という配点がなされるとした。

## ③ISCO（国際標準職業分類）の改定に向けた今後の検討について

現行の国際標準職業分類であるISCO-08については2008年に改定されたものであるが、テクノロジーの発展や新たな職業の出現への対応が不十分であるとされ、その見直しは、第19回のICLSですでに議論されていた。そして、2030年グローバルラウンドセンサスに間に合うように、第21回ICLS(2023年)に向けてISCO-08の改定を検討するために、職業分類に関する専門家によるワーキンググループを設置することとした。分類に当たってはスキルレベルを基準に用いることを検討している。

※本文の内容は、執筆者の責任によるもので、厚生労働省の見解を示すものではないことに、ご留意いただきたい。